



転居される方へのご案内

兵庫県西脇市 戸籍住民課
TEL 0795-22-3111(代)
FAX 0795-22-1014

関係各課で住所変更の手続が別途必要です。
必要なものをお持ちの上、速やかに手続をしてください。

対象者		手続	担当課 (内線)
国民年金	加入者	第1号被保険者の方は、住所変更の手続が必要な場合があるため、年金手帳をお持ちください。	戸籍住民課 年金担当 104番窓口 (1041)
	受給者	住所変更の手続が必要な場合があるため、年金証書をお持ちください。	
国民健康保険に加入されている方		国民健康保険被保険者証、届出人の本人確認書類をお持ちください。世帯主が変更になる場合はお問い合わせください。	保険医療課 保険担当 106番窓口 (1061)
福祉医療費を受給されている方		下記の該当する受給者証をお持ちください。 ①乳幼児等・子ども医療費受給者証 ②母子家庭等医療費受給者証 ③重度・高齢重度障害者医療費受給者証 ④高齢期移行受給者証	保険医療課 医療担当 105番窓口 (1051・1053)
後期高齢者医療に加入されている方		後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。	
介護保険に加入されている方		介護保険被保険者証をお持ちください。	長寿福祉課 介護保険担当 113番窓口 (1134・1135)
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	社会福祉課 障害福祉担当 114番窓口 (1145・1146)
障害福祉サービスを受給されている方		サービスに係る受給者証、印鑑、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	
自立支援医療を受給されている方		自立支援医療受給者証、健康保険証、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	
妊婦・産婦の方		妊婦健康診査費助成券、妊婦歯科健診受診券、産婦健康診査受診券、新生児聴覚検査費助成券の住所をご自身で書き換えてください。	はびいく サポートセンター 115番窓口 (1153)
児童手当を受給されている方		住所変更の手続が必要です。(公務員以外の方)	はびいく サポートセンター 115番窓口 (1151)
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方		住所変更の手続が必要なため、手当証書(該当者のみ)をお持ちください。	
認定こども園・市外保育所等に入園されている方及び認可外保育施設等に入園し、施設等利用給付認定を受けられている方		支給認定等変更申請の手続が必要です。	幼保連携課 116番窓口 (1161・1162)
小学校及び中学校の児童生徒		校区が変わる場合は、学校教育課へお問い合わせください。	学校教育課 402番窓口 (4026)

対象者	手続	担当課 (内線)
防災行政無線の設置・返却	防災行政無線は、それぞれの町の町内放送が受信できるように設定されています。転居された場合は、転居先の町内放送を受信する設定が必要となりますので、防災安全課へお問い合わせください。	防災安全課 201番窓口 (2011)
犬を飼われている方	環境課へお越しください。(持ち物は不要)	環境課 111番窓口 (1111)
高松霊園を利用されている方	事前に環境課へお問い合わせください。	
上下水道使用者	事前に上下水道お客さまセンターへお問い合わせいただき、閉栓の手続きをお願いします。	上下水道お客さま センター 206番窓口 (2061)
空き家をお探しの方	「空き家バンク」で空き家の情報提供を行っています。 空き家をお探しの方は、空き家バンクの利用登録をお願いします。	まちづくり課 303番窓口 (3021)

その他のご案内

1 日曜窓口

戸籍住民課では毎月第2・4日曜日の午前8時30分から正午まで、日曜窓口を開設しています。
(システムメンテナンス等により開設日の変更となる場合があります。詳しくは市ホームページや広報紙でご確認ください。)

【取扱業務】

- 住民票の写し等の住民登録に関する証明書の発行
- 戸籍謄抄本等の戸籍に関する証明書の発行
- 印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行
- 課税証明書、軽自動車税納税証明書の発行
- マイナンバーカードの申請補助、交付(※事前予約が必要)
- 電子証明書(マイナンバーカードに搭載)の発行・更新
- 転入届、転出届など住民異動届の受付

※ ただし、他の課、他市町村および関係機関との連絡を必要とする事務については取り扱うことができません。平日に改めてご来庁いただく場合がありますのでご了承ください。

2 休日窓口サービス(電話予約サービス)

市役所の閉庁日に次の証明書が受け取れます。
ご希望の方は、平日午前8時30分から午後4時30分までの間に、担当課にお電話でご予約ください。

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書 戸籍住民課(内線 1021)
- 印鑑登録証明書 戸籍住民課(内線 1021)
- 市・県民税課税・非課税証明書 税務課(内線 1091)
- 軽自動車税納税証明書 税務課(内線 1101)

※ 郵便物の宛先の変更には、別途郵便局での手続が必要です。
お近くの郵便窓口へお問い合わせください。



咲かそう！人権文化の花を 西脇の地に

**本人通知制度へ
ぜひ登録を！**

戸籍等の不正取得を
抑止するために

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

制度に関するご相談は、戸籍住民課へ
人権に関するご相談は、まちづくり課人権室へ